第7期おだわら高齢者福祉介護計画(素案)について

1 第7期おだわら高齢者福祉介護計画(素案)の概要

(1) 計画の目的

「おだわら高齢者福祉介護計画」(以下、「本計画」という。)は、小田原市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示すことを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

本計画の上位計画は、「小田原市総合計画」であり、本計画に掲げる施策等については、「小田原市地域福祉計画」、「小田原市健康増進計画」などと調和を図りながら推進します。

(3) 計画の策定と見直し

本計画は、策定から3年を経過するごとに見直すこととしています。

第7期の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間ですが、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年度を見据えたものとして、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとしています。

(4) 計画の基本理念等

〇基本理念

「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」(ケアタウン おだわら)をめざして|

第6期計画に引き続き、第7期計画の基本理念は、『「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」(ケアタウン おだわら)をめざして』です。これは、地域包括ケアシステムの理念を踏まえつつ、住民一人ひとりがともに支え合い、助け合いながら暮らせるまち、社会的に支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政が一体となって支える「ケアタウン おだわら」の実現を目指すものです。

○施策の体系

4つの基本方針に基づき、それぞれの方針ごとに合計 14の施策の目標を設定しました。 【基本方針】

- ① 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ③ 保険給付事業の円滑な運営
- ④ 地域における高齢者支援体制の強化

○重点指針

地域包括ケアシステムの深化

第6期計画では、高齢者の皆さんがいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みました。第7期計画では、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37(2025)年度に向けた中長期的な視点に立ち、重点指針を「地域包括ケアシステムの深化」とし、特に次の5つを柱として取り組みます。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ② 地域包括支援センターの機能強化
- ③ 在宅医療・介護連携の推進
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 介護保険事業の持続可能性の確保

(5) 施策の展開

基本方針、施策の目標ごとに具体的な事業を示しています。また、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計等を踏まえ、実績や今後の見込、施設整備数を示しています。

2 策定のスケジュール

時期	項目
平成 28 年 11 月 24 日	第1回策定検討委員会(委員の委嘱、おだわら高齢者福祉介護計
	画について、高齢者実態調査について)
平成 29 年 3月 30 日	第2回策定検討委員会(計画策定に向けた国の考え方、第6期計
	画の実施状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について)
平成 29 年 7月 27 日	第3回策定検討委員会(第6期計画の実施状況、在宅介護実態調
	査結果、計画策定に向けた国の考え方、基本理念等について)
平成 29 年 8月 24 日	第4回策定検討委員会(基本理念等、施策の展開、見える化シス
	テムによる地域分析、市内事業所アンケート結果について)
平成 29 年 10 月 19 日	第5回策定検討委員会(計画素案、今後のスケジュールについて)
平成 29 年 12 月 6 日	厚生文教常任委員会報告
平成 29 年 12 月 15 日	パブリックコメントの実施
~平成30年1月15日	
平成 30 年 2月	第6回策定検討委員会(パブリックコメント結果、介護サービス
(予定)	等の総費用見込額と介護保険料、計画最終案について)
平成 30 年 3月	計画策定
(予定)	